

平成16年度

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会設立総会

総 会 資 料

日時：平成16年6月22日（火）
午後3時30分から

場所：宮城村商工会館 大会議室



宮城村ふるさと地域づくり推進協議会

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会設立総会次第

1 開 会

2 あいさつ

宮城村長 櫻 井 敏 道 様

宮城村議会議長 阿 久 澤 徳 男 様

3 経過説明

4 規約の承認

5 役員選出

6 役員あいさつ

7 議事

報告第1号 規約補則について

第1号議案 平成16年度事業計画(案)について

第2号議案 平成16年度予算(案)について

8 その他

9 閉 会

宮城村のグリーン・ツーリズムの取組

1. 農村休暇法に基づく市町村計画の策定

平成12年度に農村休暇法に基づく「農村滞在型余暇活動機能整備計画」を策定した。

- ・農業体験施設整備等の整備など、都市農村交流への支援

農村休暇法：農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律

2. 新グリーン・ツーリズム総合対策事業「地域連携システム整備事業」

上記1の計画を踏まえ、平成15年度に国の支援策である新グリーン・ツーリズム総合対策事業のメニューである「地域連携システム整備事業」を活用し、「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」を発足させ、特色ある地域づくりを目指すグリーン・ツーリズムの方向性や推進体制などの検討を行った。

- ・宮城村グリーン・ツーリズム推進計画

宮城村型グリーン・ツーリズムの推進方向

地域資源を活かした、魅力ある地域づくりを推進し、それを情報発信することにより交流人口の増加を図る。

交流ビジネス（グリーン・ツーリズムビジネス）を育成し、地域の活性化を推進する。

グリーン・ツーリズム推進体制

平成15年度に発足した「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」を中核にしてグリーン・ツーリズムを推進する。

この地域を、村内外から親しんでもらうため、また、合併後も考慮し本協議会の通称を「赤城南麓交流村」とする。

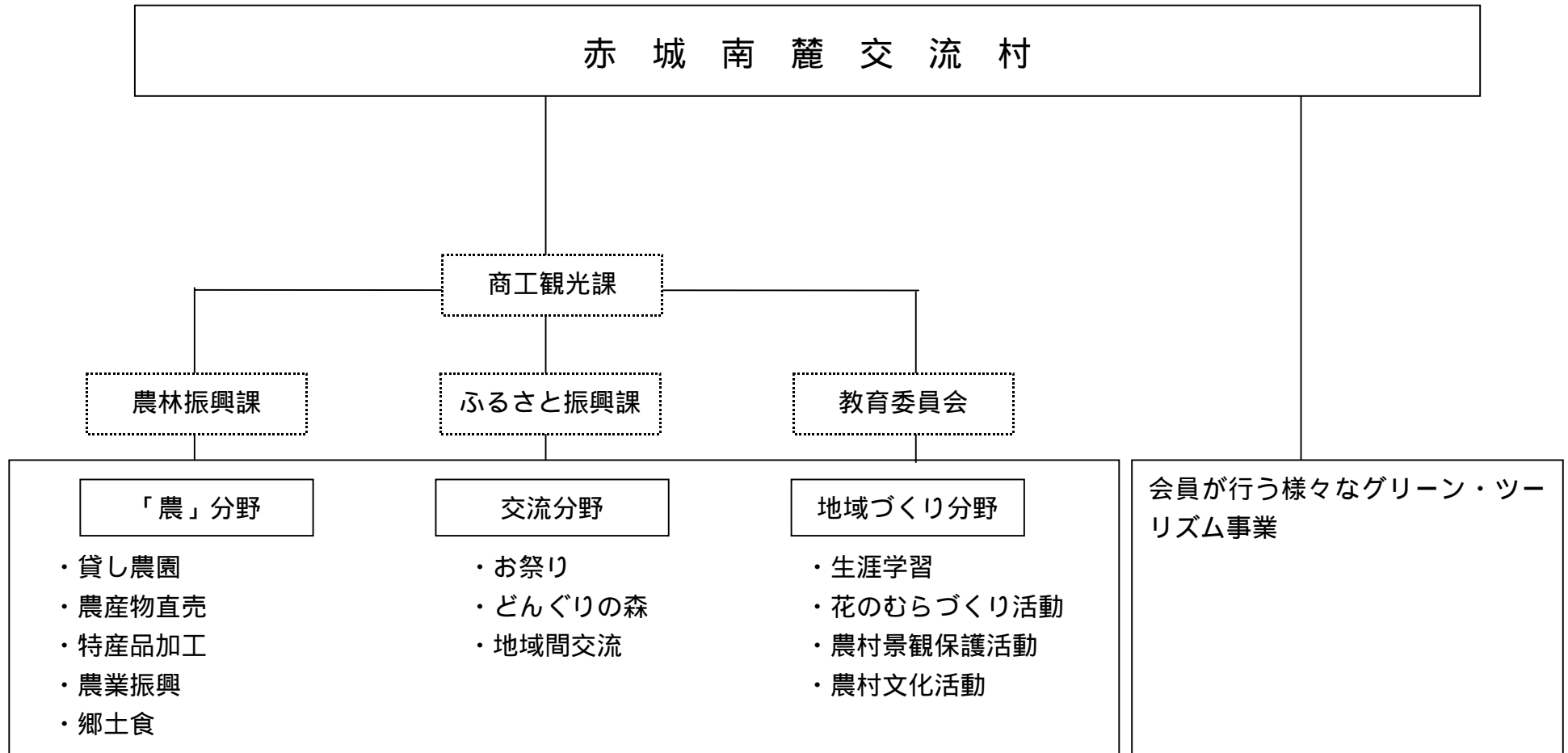
宮城村型グリーン・ツーリズムの推進イメージ

宮城村における自然・景観・暮らし・文化などの地域資源や人との交流、ふれあいを通じての新しい観光形態

分 野	推 進 プ ロ グ ラ ム
「農」分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村、農業体験プログラム ・ 貸し農園 ・ 観光と連携した農産物直売所、特産品加工販売 ・ 宮城村型農家レストラン
交流分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物直売所などを拠点とした交流事業 ・ 足立区など都市住民との交流 ・ 夏祭り、桜祭りなど観光事業と連携させた交流 ・ どんぐりの森や赤城山の自然を活用した交流
地域づくり分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ フラワー・ツーリズムの推進 ・ 花のむらづくり ・ 地域内の歴史、景観等を生かした里づくり ・ 桜の森公園オーナー制度 ・ 郷土の歴史や郷土食による楽習会 ・ 伝統文化・地域文化・地域景観の再発見と継承・活用 ・ 郷土の食材を使った郷土料理や加工品、地産地消による健康で豊かな食文化づくり

赤城山麓交流村
宮城村ふるさと地域づくり推進協議会

宮城村型グリーン・ツーリズムの推進体制



「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」規約

(名 称)

第1条 この組織は、宮城村ふるさと地域づくり推進協議会(以下「協議会」という。)といい、通称を赤城南麓交流村という。

(目 的)

第2条 協議会は、宮城村の恵まれた自然・景観・暮らし・文化などの地域資源や人との交流、ふれあいを通じた宮城村型グリーン・ツーリズムを推進することにより、潤いと活力を生み出し、もって、地域経済の振興とその基盤の整備など地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)宮城村型グリーン・ツーリズムの広報・啓蒙
- (2)宮城村型グリーン・ツーリズム事業の計画・実施
- (3)宮城村型グリーン・ツーリズム推進についての調査研究
- (4)関連諸団体との連携
- (5)その他目的達成に関し必要な事項

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、宮城村商工観光課内に置く。

(会 員)

第5条 協議会は、目的に賛同する村民、村内の団体のほか、会長が許可する者をもって組織する。

- 2 協議会の会員になろうとする者は、会長に申し出て許可を受けなければならない。
- 3 協議会から脱会する者は、会長に申し出なければならない。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)監事 2名

- 2 役員は会員の互選とし総会で選出する。
- 3 役員の任期は2年とし再任は妨げない。

(役員の職務)

第7条 協議会の役員は役員会を構成し、業務の運営にあたる。

- 2 会長は会務を処理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 監事は事業報告及び収支決算等の監査を行う。

(部 会)

第8条 協議会の事業を推進するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、部会員の互選により以下の役員を定め役員会の構成員とする。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(参 与)

第9条 協議会の運営及び事業の執行に関し、助言又は指導を得るため参与を置くことができる。

- 2 参与は会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 役員会は必要に応じて会長が招集する。

- 3 総会及び役員会の会議の議長は会長とする。

- 4 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

- 5 会議は、構成員の過半数をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

- 6 総会の議決を必要とする事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画・収支予算の設定

(3) 事業報告・収支決算の承認

(4) その他重要な事項

(事業の執行及び財務)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会は当分の間、助成金等をもって充てる。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年 6月22日から施行する。

(第5条第2項関係)

「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」会員申込書

申込日 平成 年 月 日

個人	ふりがな 申込者		
	連絡先	住所	
		電話	
		F A X	
電子メール			
団体	ふりがな 団体名		
	ふりがな 代表者		
	連絡先	住所	
電話			
F A X			
電子メール			
主な活動(事業)			
申込理由			

承認印

(第5条第3項関係)

「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」脱会申出書

平成 年 月 日

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会長 様

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会の脱会を申し出いたします。

脱会申出者 (団体名・代表者)	
住 所	
電 話	
脱会理由	

平成16年度 宮城村ふるさと地域づくり推進協議会役員の選出について

「宮城村ふるさと地域づくり推進協議会」規約第6条及び同条第2項の規定に基づき、以下の役員を選出する。

役 職	氏 名	備 考
会 長	櫻 井 敏 道	
副 会 長	阿 久 澤 徳 男	
副 会 長	小 堀 長 夫	
監 事	石 原 芳 子	
監 事	細 井 正	

宮城村型グリーン・ツーリズム支援事業実施要領

趣旨

宮城村ふるさと地域づくり推進協議会（以下「協議会」という）は、協議会の会員が規約第 2 条の目的を達成するために実施する事業に対し、事業年度予算額の範囲において協議会の事業として支援を行うことができるものとし、その方法等について、この要領に定める。

要領

1 対象事業

支援対象事業は、要領の趣旨を踏まえ、会員が当該年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に実施する事業（以下「事業」という）で、協議会の事業として認定できるものとする。

2 支援限度

事業への支援は、協議会の当該年度事業予算額の範囲内とする。

3 申請

事業を行うとする会員は、協議会長に対して事業の実施計画、及び積算基礎の明らかな収支予算を記載した様式第 1 号による支援事業申請書を提出するものとする。

4 支援決定

協議会は、3 による申請書を受理した時は、当該申請書を役員会で審査し、支援内容を決定をする。

5 支援条件

支援事業申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 支援決定に基づく事業計画に従って事業を実施すること。

6 事業の変更

事業者は、支援決定後、特別の必要が生じ事業の内容を変更しようとする場合には、変更の理由とその内容及び新たな収支予算を記載した様式第 2 号による支援事業変更申請書を協議会長に提出しなければならない。

7 実績報告

支援を受けた申請者は、その事業が終了した日から 30 日以内に様式第 3 号による実績報告書を協議会長に提出しなければならない。

附 則

1 この要領は平成 16 年 6 月 22 日から施行する。

第1号議案

平成16年度 事業計画（案）について

事業方針

農村景観、自然環境、歴史・伝統文化、地域特産物などの地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの推進により魅力ある地域づくりを進め、地域住民そして村外の人々との交流をつうじて地域活性化を図る。

平成16年度は12月の前橋市との合併を控える中で、合併後も宮城らしさを持った特色ある地域づくりとしての宮城村型グリーン・ツーリズムの普及啓発活動を進めながら次の事業に取り組むこととする。

事業の内容

1. グリーン・ツーリズム推進事業

(1) グリーン・ツーリズム啓発事業の実施

- ・研修会や先進地視察研修等を実施する。

(2) グリーン・ツーリズム実践事業の実施

- ・会員が実施するグリーン・ツーリズム事業への支援
- ・村内の関係機関・団体と連携した都市農村交流事業の実施
- ・地域資源を活かしたグリーン・ツーリズム拡大事業の実施
- 農業・農村資源を活かした交流体験プログラム
- 体験農園、観光農園などでの体験プログラムの推進
- 地域資源を活用した特産品づくりプログラムの推進
- 農産物直売所や地域の食材を利用した郷土料理などの食体験プログラムの推進
- 生涯学習プログラム
- 農村を舞台とした教育的効果の増進を図るプログラムの推進
- スポーツ施設を活用したスポーツ交流プログラムの推進
- 歴史・文化資産を活用した学習プログラムの推進
- フラワー・ツーリズムの推進
- 花を楽しむフラワー・ツーリズムの推進

2. 情報発信事業

(1) 情報誌による地域情報発信の実施

- ・村の自然、歴史、文化、観光等を紹介する総合情報誌を発行
- ・村民への普及啓発活動として協議会だよりを発行

(2) ホームページによる地域情報発信の発信

- ・協議会ホームページによる地域情報発信

第2号議案

平成16年度 予算(案)について

平成16年度宮城村ふるさと地域づくり推進協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,700千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができる。

第1表 歳入歳出予算（事項別明細書）

歳 入

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 助成金			3,700,000	0	3,700,000	
	1 助成金		3,700,000	0	3,700,000	
		1 協議会支援補助金	3,700,000	0	3,700,000	村補助金
2 諸収入			0	0	0	
	1 諸収入		0	0	0	
		1 預金利子	0	0	0	
		2 その他	0	0	0	
歳 入 合 計			3,700,000	0	3,700,000	

歳 出

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 協議会運営費			550,000	0	550,000	
	1 運営費		550,000	0	550,000	
		1 協議会運営費	550,000	0	550,000	事務費、研修会等
2 事業推進費			2,000,000	0	2,000,000	
	1 事業実践費		2,000,000	0	2,000,000	
		1 拡大事業	1,000,000	0	1,000,000	交流事業等の実施
		2 連携・支援事業	1,000,000	0	1,000,000	連携・支援費
3 情報発信費			1,150,000	0	1,150,000	
	1 情報発信費		1,150,000	0	1,150,000	
		1 情報誌発行費	1,000,000	0	1,000,000	情報誌等の発行
		2 インターネット費	150,000	0	150,000	H P 維持管理費
歳 出 合 計			3,700,000	0	3,700,000	